

ふぐ処理師

○ふぐの取扱について

ふぐの取扱については各都道府県において条例等により定めています。

熊本県では「熊本県ふぐ取扱条例」でその取扱が定められています。

熊本県で業としてふぐの処理を行うには、熊本県のふぐ処理師免許が必要です。

※ふぐの処理とは、「有毒部分（ふぐの卵巣、肝臓、胃、腸その他の毒性のある部分）を除去すること」です。

○熊本県ふぐ取扱条例の目的

「ふぐの取扱について必要な規制を行い、もってふぐの毒による食中毒を防止すること」としています。

○ふぐ処理師とは？

熊本県ふぐ取扱条例で、「ふぐの処理に関する実務に従事する者であって、知事の免許を受けたもの」と定義されています。

○ふぐ処理師になるためには？

ふぐ処理師になるためには、熊本県が行うふぐ処理師試験に合格して、ふぐ処理師免許を取得する必要があります。

他都道府県の免許をお持ちの方は、お問い合わせください。

○その他

1 ふぐの販売の制限

ふぐの毒による食中毒を防止するため、条例では「ふぐは、有毒部分を除去したものでなければ、販売してはならない。ただし、ふぐの販売、加工又は処理を業とする者に対して販売するときは、この限りでない。」と定められています。

2 ふぐ処理所の登録

営業としてふぐの処理を行うには、ふぐの処理を行う場所（ふぐ処理所）を定めて、ふぐ処理所ごとに登録を受ける必要があります。

〇ふぐ処理師に関するお問い合わせ先

熊本県保健所

有明保健所衛生環境課	0 9 6 8 - 7 2 - 2 1 8 4
山鹿保健所衛生環境課	0 9 6 8 - 4 4 - 4 1 2 1
菊池保健所衛生環境課	0 9 6 8 - 2 5 - 4 1 3 5
阿蘇保健所衛生環境課	0 9 6 7 - 3 2 - 0 5 3 5
御船保健所衛生環境課	0 9 6 - 2 8 2 - 0 0 1 6
宇城保健所衛生環境課	0 9 6 4 - 3 2 - 0 5 9 8
八代保健所衛生環境課	0 9 6 5 - 3 3 - 3 1 9 8
水俣保健所衛生環境課	0 9 6 6 - 6 3 - 4 1 0 4
人吉保健所衛生環境課	0 9 6 6 - 2 2 - 3 1 0 7
天草保健所衛生環境課	0 9 6 9 - 2 3 - 0 1 7 2

熊本市保健所

熊本市保健所食品保健課	0 9 6 - 3 6 4 - 3 1 8 8
-------------	-------------------------

熊本県健康危機管理課	0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 4 8 (直通)
------------	------------------------------